

## 回 答 用 紙

番 号	受 付 日	件 名
第1号	25年8月29日	町の水道代について
担当課名	企業局	回 答
<p>町の水道料金は、口径別の基本料金と使用した水量による水量料金の合計額により算出しています。</p> <p>基本料金は、いつでも安全でおいしい水を供給できる体制を維持するため固定的にかかる経費をまかなうためのもので、使用水量にかかわらず各使用者に公平にご負担いただくものです。</p> <p>固定的にかかる経費の例としては、検針や料金収納に要する経費、メーター設置費、水道施設の維持費管理などです。町の一般家庭の標準的な口径13ミリの1カ月当たりの基本料金は、1,050円をいただいております。</p> <p>水量料金は、使用した水量によりご負担いただいているもので、給水量に応じて変動する経費をまかなうためのものです。主な経費としては、川から取水した水を飲料水にするためのろ過する薬品代やろ過設備の電気代などです。水量料金は、使用水量が増えるほど料金単価は高く設定されています。これは生活に必要な水を安定的に供給することと、使用者の方に節水を心がけていただくことも目的としています。町の水量料金は4段階に区分されています。</p> <p>□水量料金〔一般用〕1カ月当たり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1立方メートルから10立方メートル⇒1立方メートルつき95円</li> <li>・11立方メートルから20立方メートル⇒1立方メートルつき150円</li> <li>・20立方メートルから100立方メートル⇒1立方メートルつき200円</li> <li>・101立方メートル以上⇒1立方メートルつき220円</li> </ul> <p>◎水道料金の計算例</p> <p>例えば、メーター口径が13ミリで、1カ月35立方メートル使用した場合の水道料金は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、基本料金=1,050円-①</li> <li>2、水量料金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・10立方メートル×95円=950円-②</li> <li>・10立方メートル×150円=1,500円-③</li> <li>・15立方メートル×200円=3,000円-④</li> </ul> </li> </ol> <p>○水道料金=(①+②+③+④)×5%(消費税)=6,825円 になります。</p> <p>水道事業は、使用者からお支払いいただいた水道料金で必要な経費をまかなう独立採算で経営をしていますので、水道料金は水道事業を運営する市町村ごとに違ってきます。水道料金が違って来る主な要因としては、水源の種類・水質、水道施設の建設費用、維持管理費用、給水地域の人口密度などにより、水道事業にかかる経費が異なるためです。</p> <p>三春町の場合、水源となる水は大滝根川の表流水を取水しています。表流水を浄水して飲料</p>		

水として供給する経費は、地下水などを水源とする施設に比べて多くかかります。大滝根川上流域は、人口も多く生活排水等の影響を受けやすいことから、町の浄水施設は安全な水を供給するために、高度浄水施設を導入しているため、通常の表流水浄水施設より薬品代や電気代の経費が多くかかります。また、現在の浄水場建設に併せて、配水管路の延長、排水池の整備費用をまかなうために、多くの資金を借入れていることもあり、水道料金は、県内の平均より高くなっています。

現在の町の水道料金は、平成9年6月に算定されたもので、それ以降、料金の改定は行われず据置かれています。

水道は町民生活を支える社会基盤として欠くことができないものであり、重要な役割を担っていますので、これからも効率的な事業運営に努め、より安全な水の安定供給に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、近隣市町の水道料金は次の表のとおりです。

□近隣市町の水道料金：10立方メートル／円

市町村名	料金（消費税込）
三春町	2,100
郡山市	2,163
田村市	1,978
小野町	2,205
県内平均	1,863

※ 平成23年度版「福島県の水道」より

※ 県内の平均料金が低い理由は、水源を地下水としている市町村が6割余りと多いためです。